

民法Ⅲ定期試験問題（2018年度）

2019年1月25日

松岡 久和

以下の各問いには、改正後の民法が適用されるとして答えなさい。回答に際しては、理由を付し、また条文上の根拠があるときは、条文をあげて回答しなさい。

【問題1】

次の5つの文章は正しいか。まず、正誤を○×で示しなさい。見解が対立する場合には、判例の趣旨にそって判定しなさい。次に、正しい場合には、その根拠を説明しなさい。誤っている場合には、その箇所を指摘して、誤っている理由を説明しなさい（各8点。合計40点）。

- 1 登記済の抵当権は、一般債権者や抵当不動産の第三取得者に対しては、被担保債権の全額について、優先的に債権を回収することができる。
- 2 抵当権は、その設定後に目的不動産に付合した動産からも優先的な弁済を受けることができるが、その設定後に目的不動産の常用に供するため付属した物からは原則として優先的な弁済を受けることができない。
- 3 建物とその敷地に共同抵当権を設定した後に建物が取り壊されて新築された場合において抵当権者が新築建物に抵当権の設定を受けられなかったときは、法定地上権は成立しない。
- 4 不動産の譲渡担保権者が、被担保債権の弁済期到来後に目的不動産を第三者に処分して移転登記がされた場合であっても、その第三者が悪意であるにとどまらずその行為態様が信義則に反するときには、譲渡担保設定者は、受戻権を行使して目的不動産の登記の抹消を求めることができる。
- 5 2000万円の定期預金債権が妻と2人の子どもに遺言なく共同相続された場合、妻は、銀行に対して1000万円までは単独で払戻しを請求することができる。

【問題 2】

次の事例について下記の小問 1～5 に答えなさい。各小問は独立した問いである。

X は、A に 5000 万円を年利 10% で 1 年間融資し、A の弟の B 所有の甲建物（時価 7000 万円）に B から抵当権の設定を受けて、その登記を備えた。

- (問 1) 抵当権設定の 1 か月後、B が X の同意を得ることなく、甲を取り壊そうとしている場合、X は B に対して、何を根拠にどういうことが請求できるか (10 点)。
- (問 2) 抵当権設定の 2 か月後、C が B の同意を得ることなく無断で甲に住み込んでいる場合、X は C に対して、問 1 と異なる根拠に基づいて、甲の自らへの明渡しを求めることができるか (20 点)。
- (問 3) 抵当権設定の 3 か月後、B が X の同意を得ることなく、甲を取り壊してしまった場合、X は B に対して、何を根拠にどういうことが請求できるか (10 点)。
- (問 4) 抵当権設定の 4 か月後、B が X の同意を得ることなく、甲を取り壊してしまった場合、X は B の行為にまったく関与していなかった A に対して、何を根拠にどういうことが請求できるか (10 点)。
- (問 5) 抵当権設定の 1 年後、B が X の同意を得ることなく、甲を D に 2000 万円で売却して移転登記をしてしまった場合において、A が元利金の 5500 万円を弁済できなかったときは、X は D に対して、どういう対応をとることができるか (10 点)。